議案第八六号

損失補償契約の締結に関する予算外義務負担について

三朝町旭農業協同組合及び竹田農業協同組合の小水力発電施設資金に関する農林漁業金融公庫並びに農林中央金庫に対する損失補償契約を別紙条件にもとづき締結するものとする。

昭和三十四年十二月二十五日提出

三朝町長　坂出雅巳

昭和三十四年十二月二十五日原案可決

三朝町議會議長　加藤幸太郎

鳥取県東伯郡三朝町議會議長印

損失補償に関する条件

一、損失補償の金額

1 農林漁業金融公庫に対する補償金額

農林漁業金融公庫の定める最終償還期限（農林漁業資金借用証書特約条項の定めにより農林漁業金融公庫が別に最終償還期限を定めたときは農林漁業金融公庫の指定する期日、または最終償還期限の変更について旭農業協同組合、竹田農業協同組合と農林漁業金融公庫との間に合意が成立したときはその変更の期日とする。）に到来後一年四ケ月の期日満了の日（以下「損失確定日」という。）における農林漁業金融公庫が弁済をうけていない元利金合計額及びその遅延利息（農林漁業資金借用証書の定めによる。）に相当する金額

2 農林中央金庫に対する補償金額

農林中央金庫が農林漁業金融公庫との間に締結した業務委託契約に基き旭農業協同組合、竹田農業協同組合に代つて農林漁業金融公庫に対して支払つた代位弁済金額及び代位弁済金額のうち損失確定日において農林中央金庫が弁済をうけていない代位弁済金額及び利息（債務保証委託証書の定めによる。）に相当する金額

二、三朝町は前記一による損失補償金を損失確定日に農林漁業金融公庫及び農林中央金庫に対して現金で支払い補償を履行する。

三、三朝町は前記二による補償の履行ができなかつたときは損失確定日の翌日から補償履行の日まで前記一の金額について日歩三銭の割合により計算した金額を農林漁業金融公庫及び農林中央金庫に対して前記一の補償金額に加算して支払う。

四、旭農業協同組合の主な借入条件

一、借入金額　金六六五〇〇〇〇〇円也（昭和二七、八、二〇借入）
　　金六六五〇〇〇〇〇円也（〃二八、七、二〇〃）

一、利率　年六分〇厘

一、最終償還期限　昭和四三年六月一五日（一年据置一五年賦）
　　昭和四九年六月一五日（一年据置二〇年賦）

一、元金の償還及び利息の支払方法並びに時期

イ、償還方法　年二回払半年賦償還

ロ、半年賦金　金三三九二七八円也
　　金二八七六九五円也

ハ、半年賦金の支払期日　毎年六月一五日及び一二月一五日
　　毎年六月一五日、及び一二月一五日

五、竹田農業協同組合の主な借入条件

一、借入金額　八七〇〇〇〇〇円也（昭二八、五、二借入）

一、利率　年六分〇厘

一、最終償還期限　昭和四九年六月一五日（一年据置二〇年賦）

一、元金の償還及び利息の支払方法並びに時期

イ、償還方法　年二回払半年賦償還

ロ、半年賦金　金三七六三八三円也

ハ、半年賦金の支払期日　毎年六月一五日及び一二月一五日